

福井地方裁判所 御中

平成24年(ワ)第394号、平成25年(ワ)第63号

大飯原発3、4号機運転差止請求事件

原告 松田 正 外188名

被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成26年3月24日

原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤 辰 弥

同上 笠原 一 浩

号証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲68	大飯3号炉 および4号 炉竜巻影響 評価につい て	写 し H26.2.1 8	被告	<p>被告が本件原発の竜巻影響評価を検討する際、原子炉格納容器を「竜巻防護施設の外殻となる施設」とし、「竜巻防護施設の外殻となる施設に求められる機能は、防護機能である。防護機能については、評価に用いる設計竜巻に対し、竜巻防護施設の外殻となる施設の構造健全性を確認することにより、内包する竜巻防護施設が影響を受けないことを確認する。」としていること(35, 36頁)</p> <p>竜巻による飛来物の衝突によって原子炉補助建屋の屋根が貫通することが明らかになっており、原子炉周辺建屋のうち使用済み核燃料プールを覆っている燃料取扱建屋は、鉄骨造で区画壁は約6ミリメートル程度の鋼板であるため、被告は、飛来物が衝突した場合は、貫通するとして、使用済み核燃料プールへの飛来物侵入について影響評価を実施していること(43頁)</p> <p>使用済み核燃料プールに飛来物が衝突した場合、ライナーが損傷しプール水の</p>	

					<p>漏洩が生じること（４３頁）</p> <p>使用済み核燃料に飛来物が衝突した場合、燃料集合体被覆管に歪みが生じること（４３頁）</p> <p>被告は、竜巻による鋼製材等の飛来物により燃料取扱建屋の屋根の一部が損壊する可能性があるが、屋根全てが無くならず、竜巻による使用済み核燃料プール水の吸い上げは生じないとしているが、具体的な根拠は明らかにされていないこと（１０６頁）</p> <p>原子炉格納容器については、竜巻による飛来物が衝突しても貫通又は裏面剥離しないとされていること（４３頁）</p>	
甲69	使用済燃料受入れ・貯蔵施設のPWR燃料貯蔵プールにおける漏えい原因調査状況と今後の取り組みについて	写し2	H14.9.2	日本原燃株式会社	<p>ライナーの破損は、一見簡単に見つけて修理できそうに思うが、現実には漏洩箇所の発見は、極めて難しいこと</p>	
甲70	大飯3号炉および4号炉重大事故等に対する対策の有効性評価の成立性	写し22	H25.10.	被告	<p>使用済み核燃料プール入口配管及び出口配管は恒設だが、それが破断した場合は、一次系補給水ポンプ（方法4）は同じ配管に接続されているので、使用できず、これ以外に、屋内消火栓（方法1）、屋外消火栓（方法2）、淡水タンクへ直接接続する（方法3）及び海水を消防ポンプでくみ上げる（方法5）と4つ選択枝が示されているが、使用済み核燃料プール側の恒設配管接続口は①と②の2つしかないため、上記4つの方法は全体系が独立になっていないため、恒設接続口①の配管と恒設接続口②の配管が、地震その他の要因で同時に損傷すればたちどころに冷却ができなくなること（15-2の図「使用済燃料ピット内の燃料防止対策」）</p>	

甲71	科学2013年5月号 『核テロの脅威について考える』	写し	H25.5.1	佐藤暁	原発を標的としたテロ事件は、世界中で数多く起こっており、また、911テロの計画立案者が航空機衝突の標的の一つに原発も入れていたことが明らかになっており、また、原発を標的とするテロが可能であることは、グリーンピース等による重要施設への侵入、模擬爆弾の投下等によっても明らかになっていること（556～559頁）
-----	-------------------------------	----	---------	-----	---